

小松加賀環境衛生事務組合職員の育児 休業に関する条例

平成 4 年 7 月 17 日
条 例 第 1 号

改正 平成12年 3 月31日 条例第 2 号
改正 平成19年12月 5 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(小松市条例の準用)

第 2 条 前条の規定に基づく職員の育児休業については、小松市職員の育児休業に関する条例（平成 4 年小松市条例第 5 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 2 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。